

6. 資産活用による財源確保

施設の維持管理費用については、公共空地の有効活用を行うことで新たな収入を確保し、適切な維持管理に努めています。また、適正な財産管理の前提となる官民境界の確定も積極的に進めています。

6-1. 資産活用による維持管理費用の確保

事業予定地や道路高架下用地を公募により貸し付けて確保した収入を維持管理費に充て、適切な維持管理に努めています。公募による限定した場所での広告掲出による広告料収入、歩道橋命名権（ネーミングライツ）による企業からの協賛金収入、道路照明灯の日常点検を協賛企業と協働で進めるアドプト・ライト・プログラムなど、様々な形で維持管理費の不足を補っています。

池田土木事務所では、こうした取り組みに賛同しご協力いただける企業等を募集しています。



写真-6.1 資産活用事例（左：道路高架下用地の駐車場活用（豊中市桜の町）、右：照明灯のシールイメージ）

表-6.1 公募貸付一覧表（池田土木事務所）

No	貸付箇所	貸付区分	路線名等	面積(㎡)	貸付期間
1	高架下	占有許可	大阪中央環状線	610	5年
2		占有許可	大阪中央環状線	3,591	5年
3		占有許可	大阪国際空港線	480	5年
4		占有許可	国道479号	391	5年
5		占有許可	西宮豊中線	560	5年

6-2. 資産活用による維持管理費用の確保

地籍調査事業を活用し計画的に公共用地（道路・河川等）と民有地の境界確定を進めることにより、不法占拠箇所の把握等、適正な財産管理に努めていきます。この事業により発掘された未利用地については、利活用方針を決定する事により効率的な未利用地売却事業の促進に繋がり、府財政の財源確保に寄与しています。

今年度は一級河川千里川及び主要地方道大阪中央環状線等で事業を進めます。また、豊中市が実施する地籍調査事業とも協力し、公共用地（道路・河川等）の境界確定に取り組んでいます。